

日野市告示第61号

令和5年度労働報酬下限額について

日野市公契約条例（平成30年日野市条例第1号）第8条第1項の規定により、令和5年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和5年3月31日

日野市長 大坪 冬彦

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 837
2	普通作業員	2, 540
3	軽作業員	1, 785
4	造園工	2, 529
5	法面工	3, 220
6	とび工	3, 177
7	石工	3, 145
8	ブロック工	2, 933
9	電工	3, 060
10	鉄筋工	3, 082
11	鉄骨工	2, 816
12	塗装工	3, 326
13	溶接工	3, 443
14	運転手（特殊）	2, 944
15	運転手（一般）	2, 380
16	潜かん工	3, 411
17	潜かん世話役	4, 240
18	さく岩工	3, 613
19	トンネル特殊工	3, 294
20	トンネル作業員	2, 859

No.	職 種	労働報酬下限額
2 1	トンネル世話役	3, 8 7 9
2 2	橋りょう特殊工	3, 3 4 7
2 3	橋りょう塗装工	3, 9 2 1
2 4	橋りょう世話役	3, 9 2 1
2 5	土木一般世話役	3, 0 7 1
2 6	高級船員	3, 5 4 9
2 7	普通船員	2, 8 1 6
2 8	潜水土	4, 8 1 4
2 9	潜水連絡員	3, 4 9 6
3 0	潜水送気員	3, 4 0 0
3 1	山林砂防工	3, 4 0 0
3 2	軌道工	5, 5 3 6
3 3	型わく工	2, 9 2 2
3 4	大工	2, 9 3 3
3 5	左官	3, 1 3 5
3 6	配管工	2, 7 3 1
3 7	はつり工	2, 9 0 1
3 8	防水工	2, 9 0 1
3 9	板金工	3, 2 6 2
4 0	タイル工	2, 7 2 0
4 1	サッシ工	3, 0 8 2
4 2	屋根ふき工	1, 9 3 2
4 3	内装工	3, 1 6 7
4 4	ガラス工	3, 0 5 0
4 5	建具工	2, 8 9 2
4 6	ダクト工	2, 7 5 2
4 7	保温工	2, 6 6 7
4 8	設備機械工	2, 6 9 9
4 9	交通誘導警備員 A	1, 9 0 2
5 0	交通誘導警備員 B	1, 6 4 7
5 1	建築ブロック工	2, 8 0 6

【適用期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで